

# 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子による社会保障制度改革の工程表(平成29年度まで)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
少子化対策			<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援法に基づく保育緊急確保事業、子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業(含:待機児童解消加速化プラン)</li> <li>社会的養護の充実</li> </ul> <p>※次世代育成支援対策推進法(26年度末までの時限立法)の延長を検討</p>			
医療制度	医療サービス等の提供体制		<p>▲ 一環として法律案の26年通常国会への提出を目指す</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①病床の機能分化・連携及び在宅医療・在宅介護の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>病床機能に関する情報を都道府県に報告する制度の創設</li> <li>地域医療ビジョンの策定及びこれを実現するために必要な措置(必要な病床の適切な区分の設定、都道府県の役割の強化等)</li> </ul> </li> <li>②新たな財政支援の制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方</li> <li>③医療法人間の合併、権利の移転に関する制度等の見直し</li> <li>④地域における医師、看護職員等の確保及び勤務環境の改善等に係る施策</li> <li>⑤医療職種の業務範囲及び業務の実施体制の見直し など</li> </ul>			
	医療保険		<p>必要な措置を26年度から29年度までを目途に順次講ずる</p> <p>▲ 法改正が必要な措置について法律案の27年通常国会への提出を目指す * 支援金等の現行の特例措置が26年度末で終了</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①医療保険制度の財政基盤の安定化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>国保の財政支援の拡充</li> <li>国保の保険者、運営等の在り方に関し、上記の国保の財政支援の拡充により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担するために必要な措置</li> <li>平成25年健保法等改正法附則2条に規定する所要の措置(協会けんぽの国庫補助率や高齢者の医療の費用負担の在り方)</li> </ul> </li> <li>②保険料に係る国民の負担に関する公平の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>国保・後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担を軽減する措置</li> <li>後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入</li> <li>所得水準の高い国保組合に対する国庫補助の見直し</li> <li>国保の保険料の賦課限度額・被用者保険の標準報酬月額の上限額の引上げ</li> </ul> </li> <li>③保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>低所得者の負担に配慮しつつ行う、70-74歳の一部負担金の取扱い及びこれと併せて検討する負担能力に応じた負担の観点からの高額療養費の見直し</li> <li>医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し など</li> </ul> </li> </ul> <p>※上記措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方等について、必要に応じ検討</p>			
	難病対策・小児慢性特定疾患対策		<p>必要な措置を26年度を目途に講ずる</p> <p>▲ 法律案の26年通常国会への提出を目指す</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難病対策に係る都道府県の超過負担の解消</li> <li>・公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立</li> </ul>			
介護保険制度		第5期介護保険事業計画(～26年度)	<p>▲ 法律案の26年通常国会への提出を目指す</p> <p>必要な措置を27年度を目途に講ずる</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し                             <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療・在宅介護の連携の強化</li> <li>高齢者の生活支援・介護予防に関する基盤整備</li> <li>認知症に係る施策</li> </ul> </li> <li>②地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し</li> <li>③一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し</li> <li>④いわゆる補足給付の支給の要件に資産を勘案する等の見直し</li> <li>⑤特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費の支給対象の見直し</li> <li>⑥低所得の第一号被保険者の介護保険料の負担軽減</li> <li>⑦介護報酬に係る適切な対応の在り方 など</li> </ul> <p>※後期高齢者支援金の全面総報酬割に係る検討状況等を踏まえ、介護納付金の総報酬割について検討し、必要な措置を講ずる</p>		第6期介護保険事業計画(～29年度)	
公的年金制度			<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎年金の国庫負担割合の2分の1への恒久的な引上げ</li> <li>遺族基礎年金の支給対象の拡大</li> <li>年金生活者支援給付金の支給</li> <li>老齢基礎年金の受給資格期間の短縮</li> </ul> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①マクロ経済スライドに基づく年金給付の額の改定の在り方</li> <li>②短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用範囲の拡大</li> <li>③高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方</li> <li>④高所得者の年金給付の在り方・公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し</li> <li>⑤①～④のほか、必要に応じ行う見直し</li> </ul>			

※ 本工程表は、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく『法制上の措置』の骨子について」(平成25年8月21日閣議決定)に盛り込まれた講ずべき社会保障制度改革の措置等のうち、講ずる時期等が明示されている措置や検討事項の内容について記載したものである。